金沢区 消費生活相談情報<速報値>

～令和６年９月　涼秋号～

◇消費生活相談件数

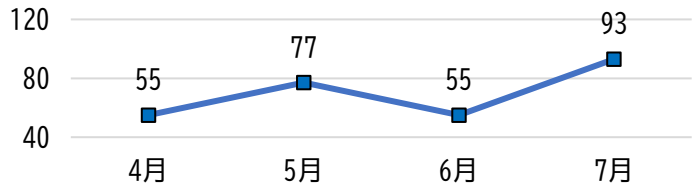

令和６年度累計
280

◇年代別件数

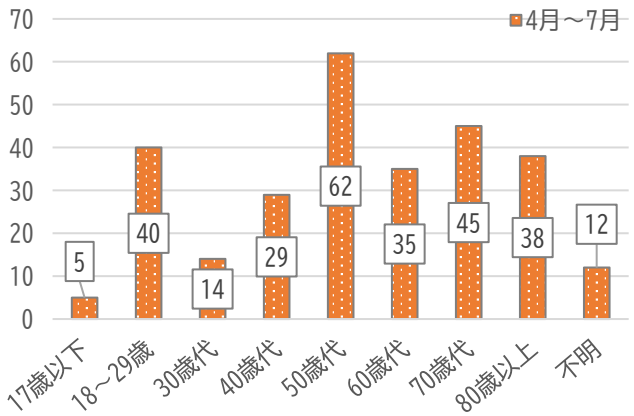

◇主な契約のきっかけ別件数

	4月～7月
SNS SNSをきっかけとして商品やサービスの勧誘等をするもの。	38
定期購入 一定の金額を払うことで定期的に商品を購入する契約。	29
点検商法 点検と称して来訪し事実と異なることを言って商品やサービス等を契約させる商法。	13
電話勧誘 電話で商品やサービスの勧誘等をするもの。	30

◇商品・役務別ランキング（令和6年4月～7月受付分）

1位	商品一般	18	クレジットカードの利用明細に身に覚えのない請求が含まれていた。カードが不正利用されたようなので返金してほしい。
1位	役務その他サービス	18	スマホに「ウイルス感染」と警告画面が表示され、驚いて同意ボタンを押してしまった。個人情報の漏えいが心配だ。
2位	化粧品	16	インターネット通販で、お試しのつもりで美容液を注文したら定期コースだった。事業者に解約の電話をかけているがつながらない。
3位	工事・建築	14	「屋根が傷んでいるのが見えた」と、突然リフォーム業者が来て工事を勧められた。不安になり契約したが、高額なのでクーリング・オフしたい。

◇相談事例

～給湯器の点検商法に注意～

「**給湯器の無料点検をする**」と言って、突然自宅に来訪した事業者に点検を依頼した。点検後に「**すぐに交換しないと危険だ**」と言われ、不安になり５０万円の給湯器交換工事の契約をしてしまったが、高額であり不審なので解約したい。（７０歳代　男性）

突然訪問して給湯器の無料点検を持ち掛け、不安をあおって高額な給湯器の交換を迫る手口が多く見られます。中には「**自治体から委託を受けた**」、「**契約中のガス会社から依頼された**」などと身分を偽るケースもみられます。

訪問販売では**①事業者名、②販売しようとする商品等の種類、③目的が販売の勧誘であること**を明らかにしなければなりません。訪問販売では契約をしてしまっても、契約書面を受け取った日から８日間はクーリング・オフができる場合もあります。

●無料点検と言われても**安易に点検させず**、ガス会社等に確認しましょう。
●点検後に購入を勧められても、**その場で契約しない**ようにしましょう。
●購入する場合は、複数社から**見積りを取る**ようにしましょう。

参考情報

国民生活センター
給湯器の点検にご注意ください

横浜市　消費生活相談情報＜速報値＞　～令和６年９月　涼秋号～

◇消費生活相談件数

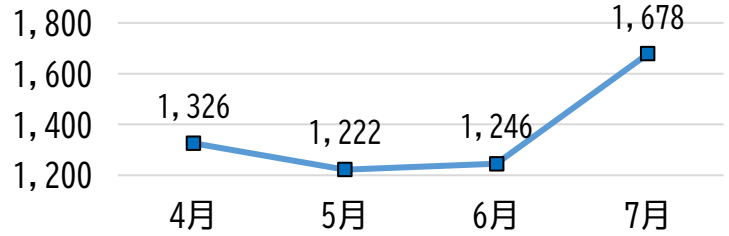

令和６年度累計
5,472

◇年代別件数

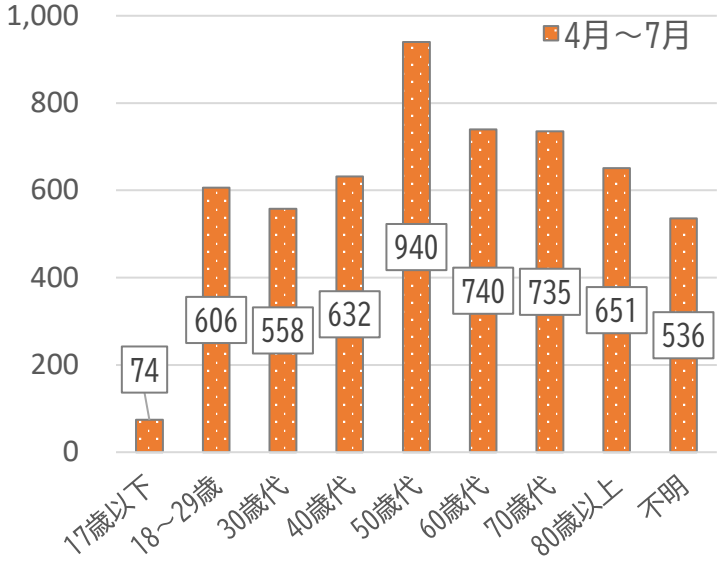

◇主な契約のきっかけ別件数

	4月～7月
SNS SNSをきっかけとして商品やサービスの勧誘等をするもの。	557
定期購入 一定の金額を払うことで定期的に商品を購入する契約。	428
点検商法 点検と称して来訪し事実と異なることを言って商品やサービス等を契約させる商法。	242
電話勧誘 電話で商品やサービスの勧誘等をするもの。	439

◇商品・役務別件数　年代別上位5位

順位	17歳以下	18～29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1位	インターネットゲーム 30	不動産貸借 64	不動産貸借 53	不動産貸借 53	商品一般 71	化粧品 66	商品一般 74	工事・建築 56
2位	商品一般 4	エステサービス/役務その他サービス 37	役務その他サービス 29	商品一般 38	不動産貸借 57	商品一般 55	工事・建築 55	商品一般 49
3位	アダルト情報 4	医療サービス 25	商品一般 28	化粧品 27	役務その他サービス 48	役務その他サービス 47	健康食品 48	役務その他サービス 47
4位	他のシャツ/他の教養娯楽等情報配信サービス/化粧品 3	修理サービス 23	医療サービス 22	役務その他サービス 24	健康食品 47	工事・建築 46	役務その他サービス/化粧品 47	健康食品 30
5位	教養娯楽品その他/役務一般/コンサート 2	商品一般 21	修理サービス 17	修理サービス 22	化粧品 45	健康食品 41	不動産貸借 18	新聞/化粧品 24

発行元：横浜市消費生活総合センター
電話相談受付　　０４５－８４５－６６６６
平日　９時から１８時
土曜・日曜　９時から１６時４５分

センターホームページ参照